

## ～健康分野における官民連携の推進～ 豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップを新設します

この度、豊橋市は、健康分野における官民連携を推進するため、「豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップ」を新設します。

豊橋市は、健幸なまちづくり条例を制定し、誰もが生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる社会（健幸なまち）の実現を目指しています。社会が大きく変化し、多様化する市民ニーズに応じていくためには、民間事業者が保有する知見や技術等の資源を行政サービスに活用していくことは有効です。

今後、市民の健康課題解決に向けて、豊橋市と共創いただける民間事業者とパートナーシップを結び、具体的な事業の実施を推進していきます。

### 豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップ（概要）

■目的：豊橋市と民間事業者とがパートナーシップを結び、それぞれが保有する資源を活用し、相互に連携して取り組む事業（「連携事業」という。）を推進し、市民の健康課題解決を図る。

■開始期間：令和4年6月22日から

■パートナーの要件：

「豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップ実施要綱」に適合する事業者であって、豊橋市と協議の上、連携事業を実施する事業者。

（所在地や会社規模は問わない）

### ポイント

- 1 豊橋市のホームページ（健康政策課）にて、健康分野において官民連携を進めたい案件を公開します。これにより、民間事業者は本市のニーズに合った連携事業の提案が可能となります。
- 2 豊橋市のホームページ（健康政策課）にて、パートナーとの連携事業の実施状況を公開します。どの課題に関して、こういった取組を進めているかを明確にし、市民理解につなげます。また、連携事業の完了が認められた場合は、パートナーシップは解消されるため、パートナーシップの形骸化を防ぎ、常に実のある事業の稼働が期待できます。